

○石川県消防用設備等点検済表示管理委員会設置規程

※平成 8 年 7 月 26 日決定
平成 25 年 4 月 1 日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人石川県消防設備協会（以下「協会」という。）に設置する石川県消防用設備等点検済表示管理委員会（以下「管理委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 消防用設備等点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）の実施に係る規程、細則、基準等の制定及び改正に関すること。
- (2) 点検済票の種類及び様式並びに交付価格に関すること。
- (3) 表示登録会員の資格審査に関すること。
- (4) 点検業務に係る損害賠償責任保険に関すること。
- (5) 点検済表示制度に係る苦情処理に関すること。
- (6) 点検済票の交付を受けている者（以下「表示登録会員」という。）が行った点検業務の内容、点検済票の貼付状況等の調査に関すること。
- (7) 表示登録会員の登録の抹消並びに点検済票の交付停止及び返還措置に関すること。
- (8) 表示登録会員の点検技術及びモラルの向上を図るための講習、研修等の実施計画の策定に関すること。
- (9) 点検済表示制度に係る広報に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、点検済表示制度の運用に係る重要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 管理委員会は、25人以内の委員をもって構成し、防火対象物の関係者、県及び消防機関の職員、点検実施者、その他の関係者で、消防用設備等に関し学識のある者のうちから、協会会長が委嘱する。

(委員長等)

第4条 管理委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、これを総理する。

第5条 管理委員会に副委員長4人以内を置く。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代行する。

(幹事会の設置)

第6条 この管理委員会に、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事若干名をもって構成し、委員長の指示により必要な調査、研究を行う。
- 3 幹事会に、主査を置き、幹事会を主宰する。
- 4 主査及び幹事は、委員長が指名する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 幹事の任期は、委員長が指定した期間とする。
- 3 委員及び幹事の再任は妨げないものとする。

(庶務)

第8条 管理委員会の庶務は、協会事務局が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年7月26日から実施する。
- 2 この規程の実施当初の委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず平成10年3月31日までとする。

附 則

この規程は、一般社団法人石川県消防設備協会への移行登記が完了した日から施行する。